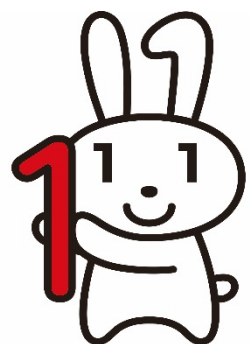




総務省

Ministry of Internal Affairs
and Communications

マイナンバーカード新時代



マイナちゃん

令和元年
総務省自治行政局 住民制度課



マイキーくん

官房長官指示:マイナンバーカードの普及

【デジタル・ガバメント閣僚会議(平成31年2月15日)】

- 今国会への「デジタル手続法案」の提出など、デジタル・ガバメントの成果が目に見える形になってきました。この流れを加速するため、以下の二点について対応していく必要があります。
- 第一に、マイナンバー制度については、
 - ・ 公平・公正な社会保障制度や税制の実現とともに、
 - ・ 安心・安全で利便性の高いデジタル社会の基盤となるとともに、
 - ・ マイナンバーカードの普及により、我が国の生産性、国際競争力の向上に大きく貢献します。このため、
 - ① 2020年度に臨時・特別の措置として実施するマイナンバーカードを活用した消費活性化策の準備を着実に進め、
 - ② マイナンバーカードと健康保険証との一体化を円滑で確実に実施する必要があります。
 - ③ これらを含め、マイナンバーカードの普及策や、マイナンバーの利活用促進策を更に検討する必要があります。
- 第二に、情報システムについて、…(中略)
- 今後、関係省庁の局長級で早急に検討を進め、マイナンバー関係は石田大臣、情報システム関係は平井大臣にそれぞれ取りまとめていただきたいと考えていますので、各大臣におかれては、ご協力をお願いいたします。

- 国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及、その利活用を強力に促進するとともに、マイナンバーの利活用を図る。
- 関係府省庁が連携し、「マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの実施」や「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」など、マイナンバーカードの利便性を実感できる施策を順次実施する。

1. 自治体ポイントの実施

- 消費税率引き上げに伴う消費活性化策として令和2年度に予定されている自治体ポイントの実施にマイナンバーカードを活用。
- マイキープラットフォームの改修や制度の具体化・広報、マイナンバーカードを活用したキャッシュレス基盤の構築等、利用環境の整備等を着実に進める。

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを令和3年3月から本格運用。
- 全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指し、具体的な工程表を8月を目途に公表。医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備に対する十分な支援を実施。
- 令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策を本年8月を目途に公表。国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進。

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- 安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は具体的な工程表を8月を目途に公表。市町村ごとのマイナンバーカード交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を実施。
- マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

- (1) 制度設計等（基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。）
- (2) 環境整備（本年末までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報）

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

- (1) 医療の質と利便性の向上等（確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用 等）
- (2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備（マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目途に公表。令和4年度末までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目途に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。）
- (3) 企業の総務事務の効率化の促進等（社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化 等）

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

- (1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等（安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目途に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。）
- (2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ（全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。）
- (3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等（企業等への出張申請サービスの積極的展開、他の行政機関等（ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等）との連携強化による市区町村の出張窓口の設置（臨時措置））
- (4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備（新生児、外国人等の住民票作成）
- (5) 取得申請事務の簡素化等（写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等）
- (6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シーンの拡大

- ①デジタル・ハローワーク・サービス、②デジタル・キャンパス、③納税手続きのデジタル化、④建設キャリアアップシステムとの連携、⑤各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥公的サービス等での利用拡大、⑦マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進（情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化）

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況等を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. 主要分野ごとの改革の取組

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

（1）Society 5.0の実現

⑤ スマート公共サービス

（i）マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

マイナンバーカードの健康保険証としての利用

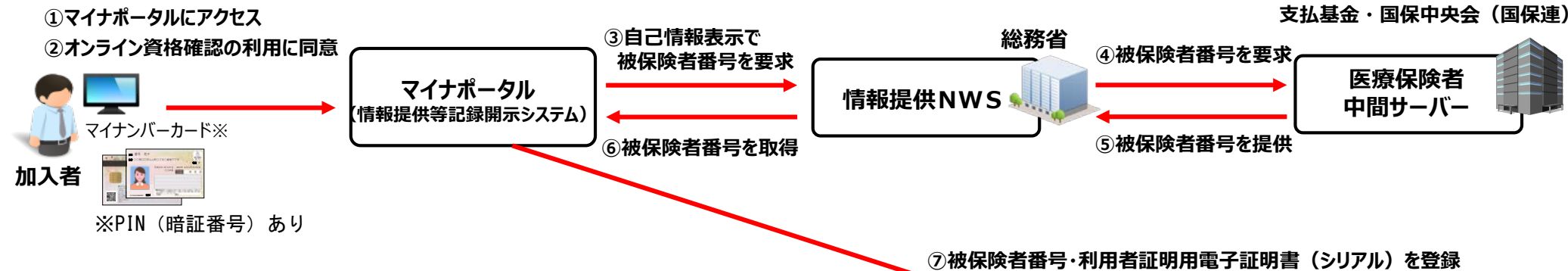
○ 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）

- 医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和2年度に開始する。

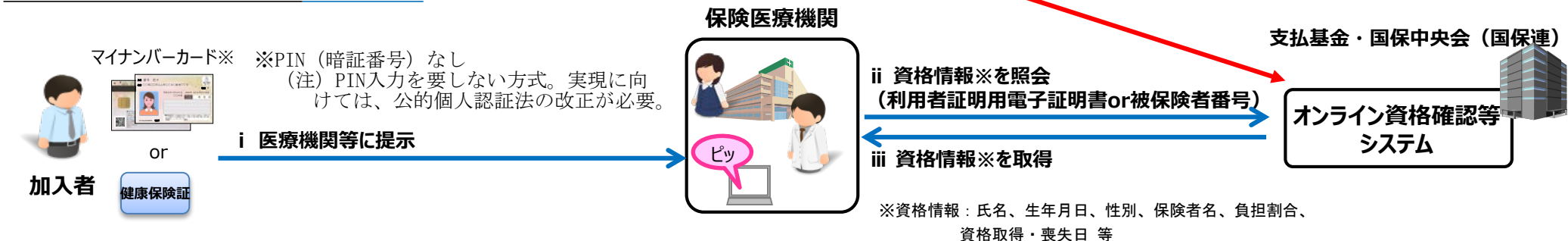
○ 導入に当たっては、現在の世帯別の被保険者番号を個人単位にする「新被保険者番号」と共に整備。

I 初期設定の流れ（赤矢印）

厚生労働省資料を基に改変



II 受診時の資格確認の流れ（青矢印）



「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 令和元年5月15日可決・成立、5月22日公布(令和元年法律第9号)

◆改正後の健康保険法(大正11年法律第70号)

【施行期日:公布の日から2年以内で政令で定める日】

(定義)

第三条 (略)

13 この法律において「電子資格確認」とは、保険医療機関等(第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局をいう。以下同じ。)から療養を受けようとする者又は第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者から同項に規定する指定訪問看護を受けようとする者が、保険者に対し、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)に記録された利用者証明用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。)を送信する方法により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報(保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。)の照会を行い、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、保険者から回答を受けて当該情報を当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に提供し、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者から被保険者又は被扶養者であることの確認を受けることをいう。

(療養の給付)

第六十三条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

2 (略)

3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから、電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法(以下「電子資格確認等」という。))により、被保険者であることの確認を受け、同項の給付を受けるものとする。

4～7 (略)

- 消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、中小・小規模事業者向けに、消費者へのポイント還元等の支援策を実施した後、消費活性化のため、一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用して発行される自治体ポイントへのプレミアムポイントの付与に対する支援を検討。実施に向けて、自治体によるマイキープラットフォームの活用を促すなど、必要な環境整備を促進
- 令和元年度予算においては、臨時・特別の措置として、マイナンバーカードを活用した消費活性化のための準備経費を計上

1. 対策の規模・効果

- ・マイキープラットフォーム等の普及状況、事業者の事務負担、利用者の利便性等を踏まえ、具体的な制度内容を検討
- ・対策の実施により、ポイント還元等の支援策の終了後においても、消費の活性化を継続実施

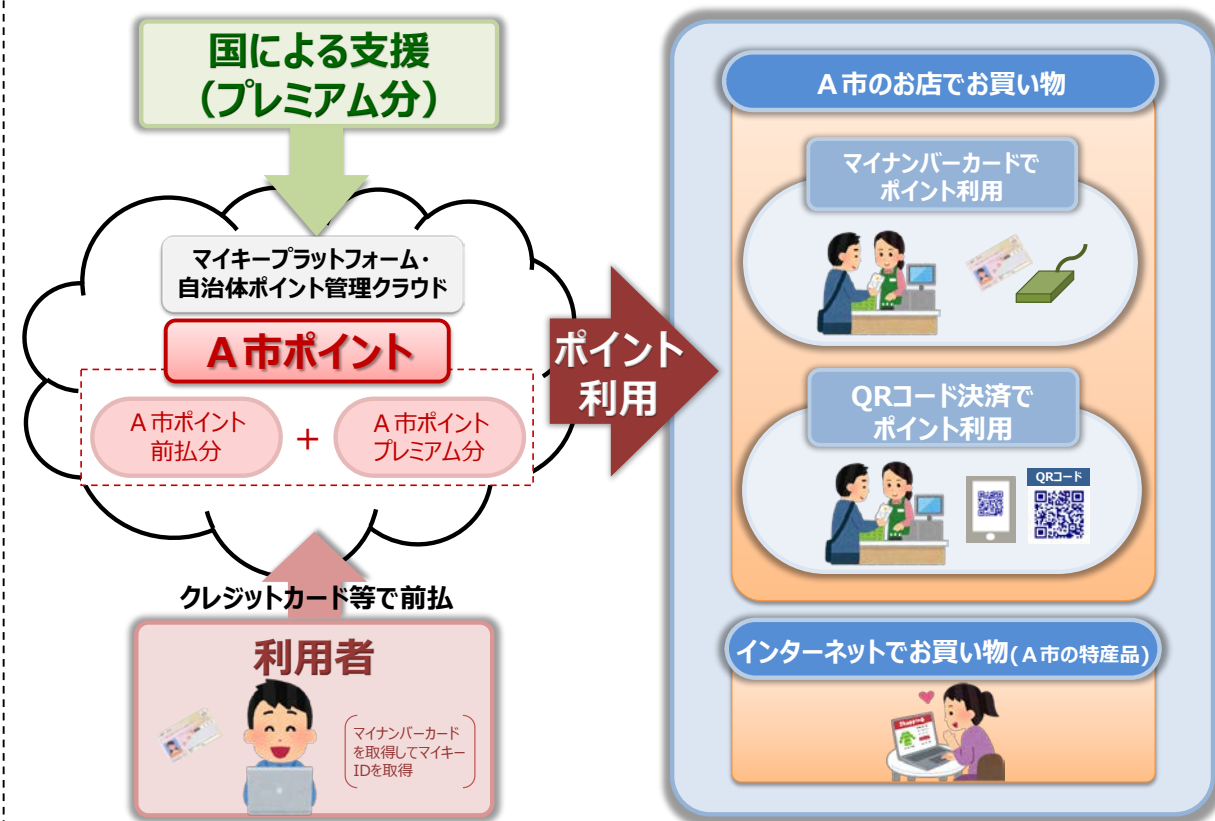
2. 2019年度の実施

- ① プレミアムポイント付与に必要な既存システム改修等（自治体ポイント購入機能、QRコード決済機能等）
- ② マイキープラットフォーム等に関する積極的な広報、マイキーID作成支援や店舗募集等

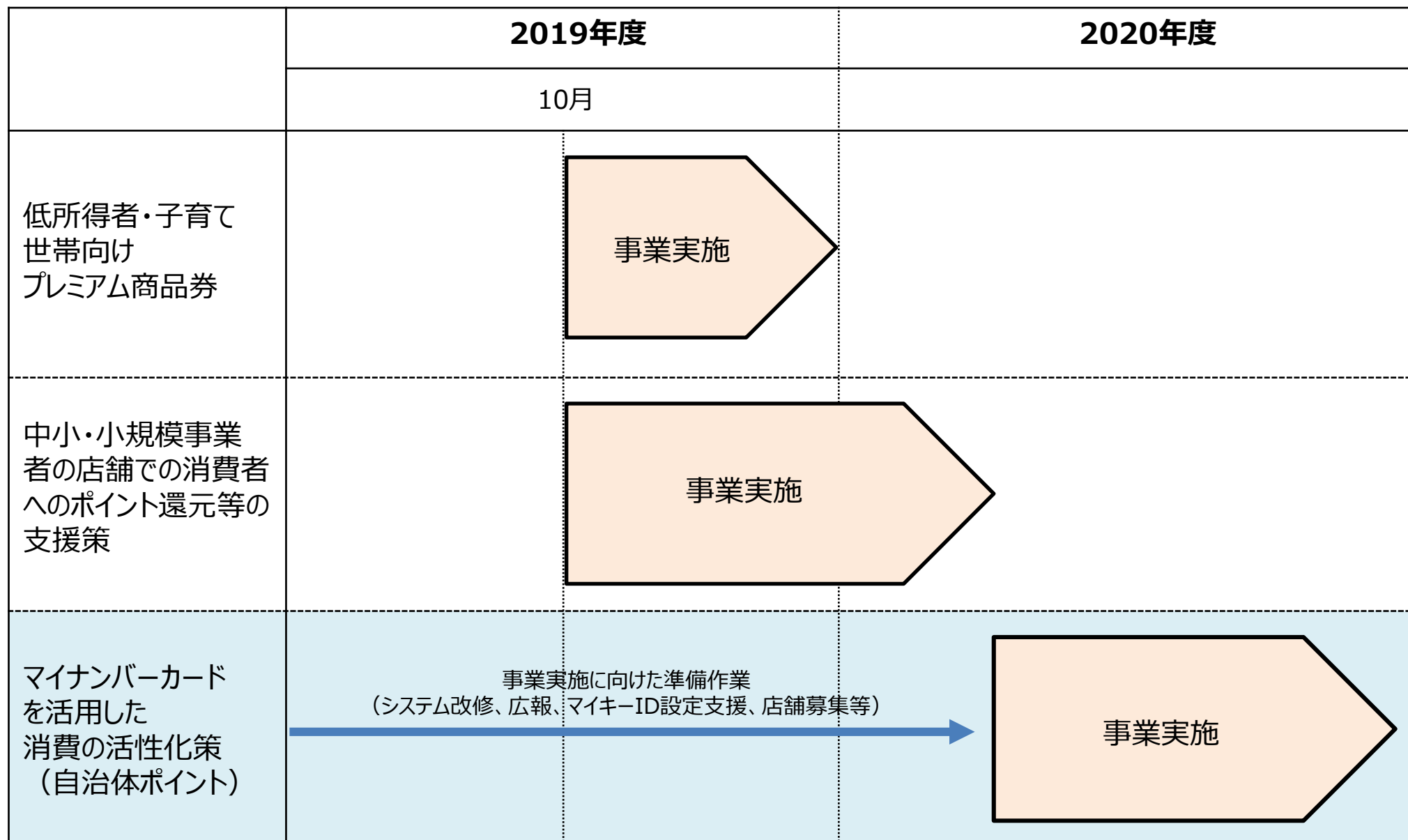
3. 2020年度の実施

自治体ポイントに対するプレミアムポイントの付与、地域でのポイント利用（消費の活性化）

検討している事業イメージ



参考：3つの対策の実施スケジュール（イメージ）



自治体ポイントの取得方法と使い方

プレミアムポイントの取得方法(2020年度)

STEP
1

マイナンバーカード
を取得する。



STEP
2

マイキーIDを設定
する。



STEP
3

前払
(例: 10,000円)



※自治体
ポイントを
クレジット
カードなど
で購入

STEP
4

プレミアム付与
(例: 1,000円)

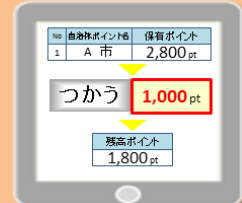


使い方①

商店で買い
物をする。



自治体ポ
イントで精算
する。



※QRコード決済も可能にする

現行(2017. 9. 25以降)

STE
P1

マイナンバーカードを取
得する。



STE
P2

マイキーIDを設定する。



STE
P3

【手段1】

民間企業のポイントやマイル
を自治体ポイントに交換する。



【手段2】

地域でボランティアや健
康イベントなどに参加し
てポイントを貯める。

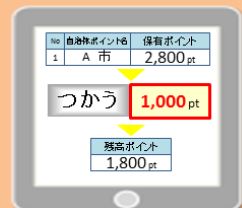


使い方②

オンライン
ショップで買
い物をする。



自治体ポ
イントで精算
する。



円滑なカード取得に向けて取り組んでいただきたい事項

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」の政府決定（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）により、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始し、令和4年度中には概ね全ての医療機関での利用環境の整備を目指すこととされた。また、これを踏まえ、令和4年度中にはほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し普及を進めていくこととされた。

地方公共団体におかれては、円滑なカード取得の推進のため、以下の取組をお願いしたい。

1. 市町村職員・都道府県職員によるカード取得

- ・都道府県・市町村の共済支部・人事課が協力し、職場単位での申請取りまとめ、カード取得状況把握、申請勧奨を行うことで、職員のマイナンバーカード取得を計画的に進め、本年度中に被扶養者を含め共済組合員のカードの一斉取得を推進
- ・市町村の住民担当課において、必要に応じ、都道府県・市町村職員によるカード取得のための出張申請受付を実施

2. 来庁者への申請勧奨・申請受付

- ・市町村の庁舎入口に案内板・案内のための職員を設置し、全ての来庁者に対して、カードの申請勧奨・申請窓口への誘導を実施
- ・転入手続や児童手当の認定、国保加入といった行政手続の際に、手続担当課から来庁者にカードの申請勧奨・申請窓口への誘導を実施

→市町村の住民担当課において申請用の顔写真撮影を実施。身分証を携帯しておらず、本人確認が行えない場合には、オンライン申請のサポート等の申請支援を実施

円滑なカード取得に向けて取り組んでいただきたい事項

3. 出張申請受付の実施

- ・市町村の住民担当課において、庁内他部局や都道府県・警察、国の機関、地元企業や病院、自治会、商業施設等に出張して行う申請受付を、調整が整った相手先から順次展開（事前の調整・準備については平成31年1月配布のガイドブックを活用）

※ 出張申請受付等のモデル事業を本年8月以降予定している国の機関は別紙のとおり

4. 住民への周知広報

- ・市町村の住民担当課や都道府県・市町村の国保担当課等において、マイナンバーカードの健康保険証等への利活用拡大について広報を実施。広報紙等での周知のほか、本年8月以降、内閣官房から提供予定の広報素材を活用し、窓口や公有施設等でのポスター掲示等による周知広報

5. 交付円滑化計画の策定・進捗管理

- ・市町村の住民担当課において、本年8月を目途に国が策定する工程表・交付枚数想定を踏まえ、各自治体の交付枚数の想定や、それに対応するための土日開庁や臨時窓口設置、出張申請受付を含む交付体制増強のスケジュール等を定めた交付円滑化計画を市町村毎に策定し、月単位で進捗を管理

※ 臨時窓口の設置や出張申請受付に要する経費については、個人番号カード交付事務費補助金で措置予定

6. 健康保険証としての利用のための初期設定支援（令和2年度以降予定）

- ・市町村の国保担当課等が住民担当課と協力して、窓口等に端末を設置し、マイナンバーカード取得者がマイナポータルを通じて健康保険証として利用するための初期設定を支援

※ 上記のほか、円滑なマイナンバーカード・電子証明書の更新のため、市町村の住民担当課において、転入時の住民票記載手続等と併せて、確実にカードの記載事項変更や電子証明書更新を実施

※ 都道府県の市町村担当課において、上記の市町村の取組について必要な助言・情報提供

(別紙) 出張申請受付等のモデル事業を予定している国の機関

1. ハローワーク

- ・ ハローワークにおいて、雇用保険受給説明会にあわせたマイナンバーカード交付申請窓口の設置等をモデル事業として実施

2. 運転免許センター等

- ・ 運転免許センター等において、運転免許証の更新手続きの際に、免許証用の写真を活用するなどしてマイナンバーカードの交付申請を市町村が受け付けるモデル事業を実施

3. 地方出入国在留管理局

- ・ 地方出入国在留管理局において、来庁する外国人に対して、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、特に中長期在留外国人が多い地方出入国在留管理局において、所在地市町村と連携して申請支援を行うモデル事業を実施

※ モデル事業にご協力頂ける市町村は、総務省住民制度課までご連絡ください

※ 上記のモデル事業のほか、全国の税務署において、確定申告等の機会に申請窓口の設置等を行う

※ 国の機関のほか、病院や介護施設、学校、郵便局等においても出張申請サービス等を推進

自治体のカード交付窓口の拡大

1. 概要

- マイナンバーカードの取得には、市町村職員による対面での本人確認が必要であるため、原則として一度は役所に来庁する必要があるが、仕事等の理由により開庁時間内に来庁できない住民もいる。
- このため、総務省からも平成29年9月に「取得促進キャンペーン」として全自治体に対して取得促進のための取組を依頼し、これまで多くの自治体で平日夜間・休日の窓口開庁や臨時の窓口設置などを行い、カードの取得環境の整備に努めてきた。

2. 取組状況

(1)実施状況

795団体(平成29年10月時点)

(2)実施内容

- ・平日夜間・休日の窓口開庁
- ・臨時窓口の開庁

3. 今後の取組

- カードの申請・交付機会の拡大を図るため、平日夜間・休日開庁や臨時窓口設置等などの取組を更に進めることとし、今後、市町村に対し健康保険証化・自治体ポイントによる消費活性化策への活用を契機としたカードの申請・交付機会の拡大のための具体的な取組について依頼通知を発出するとともに、積極的な実施を依頼、広報素材の提供を行っていく

マイナンバーカードの申請・交付方法

方式	概要	申請方法	本人確認	受取
交付時来庁方式 (通常の交付方式)	・通知カードに同封された交付申請書や手書き用申請書等を郵送で、又はID等を使いオンラインにより申請する方式 ⇒交付時に本人確認を行うため、<u>交付時に来庁が必要</u>	郵送 オンライン	交付時	役所
申請サポート方式	・窓口でタブレットを用いた申請サポートや、商業施設等に職員が出向き申請のサポートを行う方式 ⇒交付時に本人確認を行うため、<u>交付時に来庁が必要</u> ⇒申請時に本人確認を行わないため、<u>民間事業者でも実施可能</u>			
申請時来庁方式	・行政手続などでの来庁時に申請受付(本人確認を含む)を行う方式 ⇒申請時に本人確認を行うため、<u>本人限定郵便等によりカードの交付が可能</u> (※施設等に出向き交付することも可能)	郵送 (市町村→J-LIS) オンライン	申請時	自宅 (施設等)
出張申請受付方式	・企業や商業施設等に職員が出向き、申請受付(本人確認を含む)を行う方式 ⇒申請時に本人確認を行うため、<u>本人限定郵便等によりカードの交付が可能</u> (※企業等に再度出向き交付することも可能)			自宅 企業等

申請時来庁方式

1. 概要

- 申請時来庁方式は、申請時に市町村に来庁させ本人確認を済ませることで、交付時には再度来庁することなく、本人限定受取郵便等によりカードの交付を行う方式
- 行政手続のために本人確認書類を持参して来庁する機会などを捉え、申請・本人確認を行うことで、交付時に来庁が不要となり、住民の負担軽減が可能

2. 取組状況

(1) 実施団体数

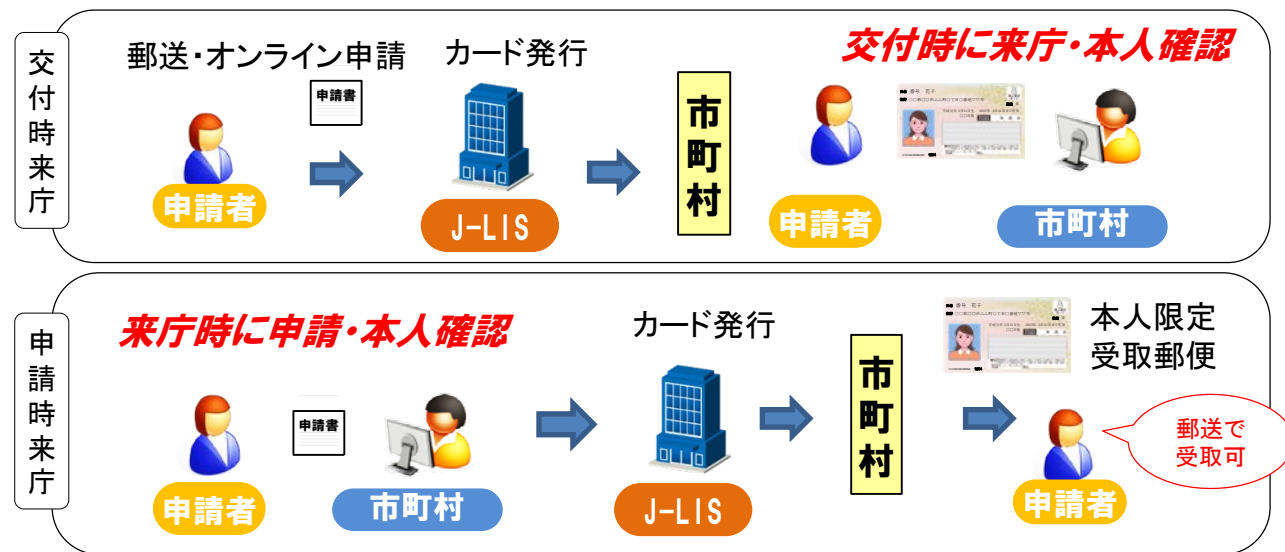
463団体(平成30年4月時点)

(2) 申請時来庁方式が採られている来庁の機会

- ・転入届(伊勢崎市)
- ・児童手当の初回申請(都城市)
- ・住民税の申告

(3) これまでの取組

- ・先進事例集を全国に展開(平成30年3月通知)
- ・市町村向け全国説明会で積極的实施を呼びかけ(平成30年4月～6月)



出張申請受付方式

1. 概要

- 出張申請受付方式は、企業や商業施設などに市町村職員が出向き、申請受付を行う方式
- 生活に身近な場所での申請機会を創出できることに加え、申請受付時に本人確認を行うことから、交付時に来庁することなくカードを取得可能であり、住民の負担軽減が可能

2. 取組状況

(1)実施団体数 71団体(平成30年4月時点)

(2)実施状況

- | | |
|--------------|----------------|
| ・企業(川崎市ほか) | ・銀行(神戸市) |
| ・県庁(水戸市ほか) | ・確定申告会場(杉並区ほか) |
| ・市役所(水戸市ほか) | ・公民館(佐賀市ほか) |
| ・警察署(神戸市ほか) | ・総合病院(酒田市) |
| ・税務署(中津市ほか) | ・新聞社(岡谷市) |
| ・郵便局(苫小牧市ほか) | ・イオン(神戸市ほか) |

(3)実施内容

- ・地元新聞紙面や市報などにより、イベントの事前周知を行い、当日は「通知カード」と「身分証明書」の持参を依頼
- ・タブレットによる無料顔写真撮影を実施

(4)これまでの取組

- ・企業での出張申請受付の積極的な実施を経済団体あて要請 (平成29年11月通知)
- ・出張申請受付の実施方法をまとめたガイドブックを市町村に発出(平成31年1月通知)

出張申請受付方式の事例(栃木県宇都宮市)

○地元企業と連携し、大規模な「企業等一括申請」を実施

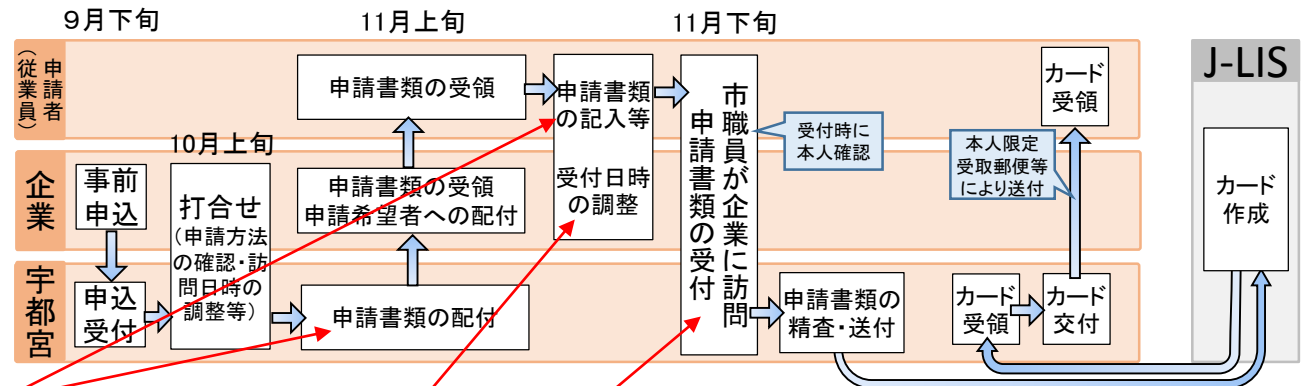
1. 概要 地元企業 T社と連携し、企業等一括申請を実施。 T社のマイナンバーカード取得状況
約660名が新規にマイナンバーカード交付申請。 <取組前> → <取組後>

- ◆実施期間・時間帯:
 - ・4日間(平成29年11月20日(月)～22日(水)、30日(木))
 - ・10時～16時(うち昼休み1時間)
- ◆申請受付件数:
 - ・約660名 うち市外住民約120名



2. 具体的な流れ

- ・ 企業側・行政側の事前準備(約2ヶ月間)により、当日の対応時間・負担を最大限圧縮
- ・ 申請書記入及び本人確認書類の写しの持参を予め依頼。当日は、①書類の不備確認、②本人確認のみ対応。



ポイント① 申請者の事前準備	ポイント② 企業の事前協力	ポイント③ 当日は最小人員、最短処理	ポイント④ 市外住民対応の事前調整
・企業を通じて申請書様式を配付、事前記入 ・本人確認書類の写しの用意	・15分刻みでの申請者スケジュール表作成 ・申請者の申請書記入サポート	・市民課個人番号担当のうち、3～4名で対応。1名×1窓口 ・概ね1名2～3分で処理	・市外住民について住所地市区町村への事前連絡(住所等変更有無の事前確認が可能) ※約660名のうち約120名(約2割)が市外住民

申請サポート方式

1. 概要

- 申請サポート方式とは、商業施設やイベント会場などに市町村職員等が出向き、申請の支援を行う方式
- 申請時に本人確認を行わないため一人あたりの所要時間も短く、市町村職員に限らず、民間事業者でも実施可能
- 交付時には来庁してもらう必要があるものの、事前準備等の負担が少ないため容易に実施可能であり、また、マイナンバーカードに無関心な層にも効果的にカードの申請を促すことが可能

2. 取組状況

(1) 実施状況

- | | |
|----------------|---------------|
| ・大学(都城市ほか) | ・成人式会場(守谷市ほか) |
| ・高校(内灘町) | ・3歳児検診会場(鳴門市) |
| ・郵便局(前橋市) | ・お祭会場(江戸川区ほか) |
| ・銀行(越前町) | ・商業施設(栗原市ほか) |
| ・確定申告会場(和泉市ほか) | ・合同庁舎2号館(総務省) |

(2) 実施内容

- | |
|--------------------|
| ・タブレットによる無料顔写真撮影 |
| ・申請書の記入補助や返信用封筒の配布 |
| ・オンライン申請補助 |

(3) これまでの取組

- ・申請サポートの実施方法をまとめたガイドブックを市町村に発出(平成31年1月通知)

申請サポート方式の推進（総務省の取組事例）

1. 概要

こども向けイベントにおいて、**無料顔写真撮影サービス＋申請補助を実施！**



【実施コンテンツ】

- マイナンバークイズ（制度理解）
- マイキーぬりえ（キャラクター周知）
- マイナポータル実演（メリット体感）
- 顔写真撮影サービス（取得促進）
- SNS写真撮影（情報発信） など

取得促進

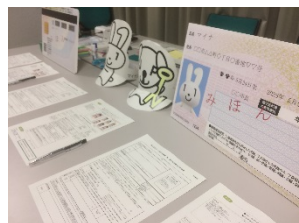
無関心層の掘り起こし

- コンビニ交付等のPR
- マイナポータルの実演

申請のハードル除去

- 顔写真撮影サービス
- 職員による申請補助

2. 申請補助イメージ



【申請補助スペース】

撮影スペースは
パーティションで作成！



【顔写真撮影スペース】

カメラは三脚必須！



【無料写真撮影】

写真の完成を
待つ間に申請補助！



【申請補助】

料金受取人払封筒
（切手不要）も喜ばれます！



5分程度
で完了！

3. 取組の効果

利用者の声

- × 写真撮影が面倒なので、申請をしていなかった。
- × そのうち申請するつもりだったが、申請するきっかけがなかった。
- × コンビニで住民票がとれるなど、取得のメリットをよく知らなかった。

取組のポイント

- 無料写真撮影サービスにより、申請へのハードルを除去！
- 他のイベントに合わせて展開することで 申請のきっかけ作りをサポート！
- コンビニ交付等の説明に加え、マイナポータル実演等により メリットを体感！

実績

申請補助件数
182件
(2日間)

マイナンバーカードは、これからの時代の本人確認ツール

対面での本人確認

✓顔写真付きの身分証明書として

- 市町村での厳格な本人確認 → 確かに本人であるという証
- 顔写真があるのでなりすましができない
- 公私での身分証明が可能

カードの
券面記載事項

表



電子的な本人確認

✓インターネット等により、

どこからでも安全・確実に本人を証明

- 電子証明書を使って、全国のコンビニで住民票の写し等を受け取れるほか、口座開設などの大切な手続も、どこからでも安全にできる

✓今後、健康保険証としての利用や、

海外からのインターネット投票も可能に

✓さらに、将来的には

A I その他の様々な先端技術の活用を実現

- ＜例＞窓口のAI端末にカードをかざし、本人情報の自動入力やAIとの対話により、行政手続をスムーズに

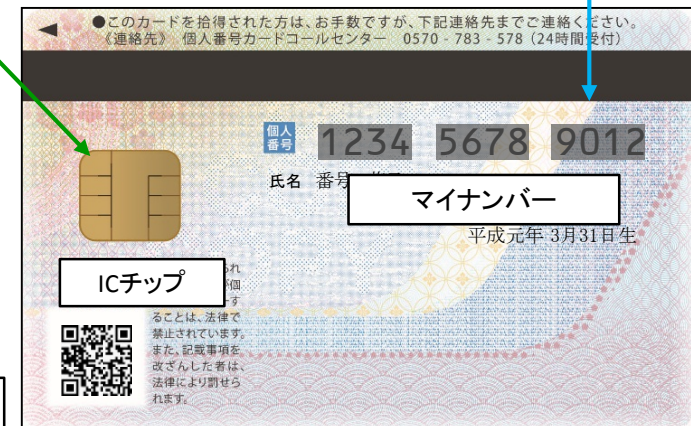
➡ **Society 5.0時代の必須ツール**

マイナンバーの提示

✓このカードを提示することで、 自分のマイナンバーを証明

- 社会保障・税などの手続で、添付書類が不要に

裏



マイナンバーカードの利活用シーンの拡大

これまでの利活用シーンを更に拡大

身分証明書としての利用

- 運転免許証返納後にも利用できる顔写真付き身分証として活用(R1.11～旧氏にも対応予定)

⇒ 取扱範囲を更に拡大

コンビニ交付サービス

- コンビニで住民票や戸籍などが取得可能なサービスの拡大(H30交付数:370万通)

⇒ R2年には、対象人口1億人突破

職員証としての利用

- 国家公務員(H28.4)、徳島県庁(H29.6)での先行導入
- 民間企業の社員証としての利用を働きかけ(H28.11～)(H31.1～TKC.NECに続きNTTComが活用開始)

⇒ 官民間問わず利用を更に拡大

オンライン契約

- 住宅ローンや、不動産取引などのオンライン契約での利用(H29.4～)

⇒ 取引対象を更に拡大

マイナポータル

- 子育て関連手続の申請・届出などをワンストップ化し、プッシュ型お知らせサービスを提供(H29.11～)

⇒ 対象手続を更に拡大

マイキープラットフォーム

- マイナンバーカードを図書館等で利用可能にし、各種ポイントを自治体ポイントに変換、商店街等でも利用可能に(H29.9～)

⇒ 多機能化を更に充実・反動減対策にも活用

新たな利活用シーンが次々と

健康保険証としての利用

- マイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認の本格運用開始(R3.3月～予定)
- 医療機関等での診療情報・調剤情報の閲覧等にも活用(H29～実証中)

インターネット投票での活用

- マイナンバーカードの海外利用を可能とし、実証実験の結果等を踏まえ在外選挙におけるインターネット投票を実現(検討中)

イベント等での活用

- 東京オリンピック等でのボランティア管理へ活用(H30～実証中)
- コンサート等でもチケットの不正転売防止へ活用(H30実証)

カジノ入場時の管理

- カジノ施設への入場管理・依存症対策での活用

スマートフォンでの利用

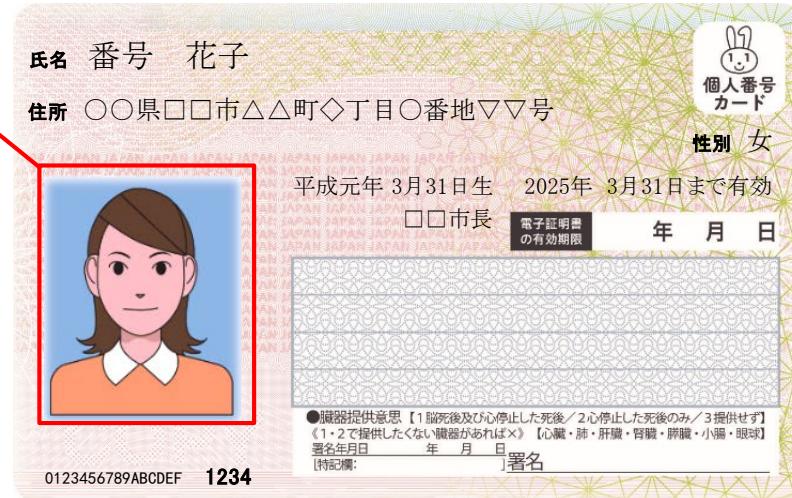
- スマートフォンへの電子証明書の搭載(検討中)
- マイナンバーカード読み取り可能機種が拡大中(R元.6.11 78機種 iPhoneも対応へ)

利活用シーンを更に拡大し、マイナンバーカード1枚で様々なことが可能に

マイナンバーカードは安全

なりすましはできない

- ✓ 顔写真入りのため、対面での悪用は困難。



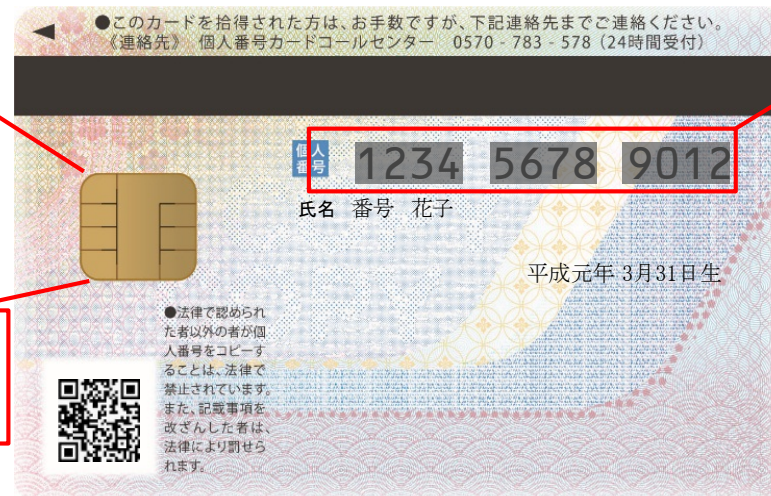
万全のセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み



大切な個人情報が入っていない

- ✓ ICチップ部分には、税や年金などの個人情報は記録されない。



マイナンバーを見られても個人情報は盗まれない

- ✓ マイナンバーを利用するには、顔写真付き身分証明書等での本人確認があるため、悪用は困難。

オンラインの利用にはマイナンバーは使われない

コンビニ交付サービスの普及拡大

全国のコンビニエンスストア(約54,000)等で住民票の写し等が取得可能なコンビニ交付サービスについて、更なる普及拡大を図る。

コンビニ交付サービス対象人口

	導入団体	対象人口
平成31年4月1日時点	617	9,540万人
令和元年度末見込み	763	10,359万人

【地方財政措置による支援】

自治体によるコンビニ交付の導入等を後押しするため、システム構築等に要する経費について特別交付税措置

- ・ 措置率1/2 上限額6,000万円
- ・ 措置期限 令和元年度(期限までの導入で3年間の措置)

※ 令和元年度末の対象人口 1億人を目標

年度別コンビニ交付通数

種別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
住民票	432,348	748,120	1,273,482	1,773,230
住記載	2,213	6,310	14,418	22,577
印鑑	393,904	664,150	1,086,277	1,436,861
税	46,253	87,051	175,996	255,329
戸籍	24,643	47,196	112,206	192,234
附票	2,951	5,714	11,869	17,575
合計	902,312	1,558,541	2,674,248	3,697,800



導入のメリット

- ・住民の利便性向上
- ・窓口業務の負担軽減
- ・証明書交付事務コストの低減

いつでも 早朝から夜(6:30~23:00)まで土日祝日も対応

どこでも 全国の約54,000店舗で交付を受けられる

市区町村の参加状況

(平成31年4月1日現在)

都道府県	団体数	参加数	参加団体	都道府県	団体数	参加数	参加団体
北海道	179	14	札幌市 室蘭市 岩見沢市 苫小牧市 江別市 千歳市 恵庭市 伊達市 石狩市 七飯町 上富良野町 幌延町 音更町 中標津町	滋賀県	19	18	大津市 彦根市 長浜市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 米原市 日野町 竜王町 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
青森県	40	1	八戸市	京都府	26	7	京都市 亀岡市 城陽市 長岡京市 八幡市 木津川市 精華町
岩手県	33	7	盛岡市 宮古市 花巻市 一関市 奥州市 紫波町 矢巾町	大阪府	43	24	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 泉佐野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 大東市 和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 東大阪市 交野市
宮城県	35	12	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 名取市 多賀城市 登米市 栗原市 大崎市 富谷市 利府町 南三陸町	兵庫県	41	26	神戸市 姫路市 尼崎市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 丹波市 南あわじ市 淡路市 穴栗市 加東市 たつの市 猪名川町 播磨町 神河町 太子町
秋田県	25	7	秋田市 横手市 大館市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 仙北市	奈良県	39	18	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 田原本町 上牧町 王寺町 広陵町
山形県	35	5	山形市 鶴岡市 酒田市 長井市 天童市	和歌山県	30	6	和歌山市 海南市 橋本市 田辺市 紀の川市 白浜町
福島県	59	21	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 棚倉町 石川町 浅川町 三春町 富岡町 大熊町 双葉町 葛尾村	鳥取県	19	3	鳥取市 米子市 琴浦町
茨城県	44	30	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 龍ヶ崎市 常総市 笠間市 取手市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 守谷市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 大子町 八千代町 五霞町 境町 利根町	島根県	19	5	松江市 浜田市 出雲市 益田市 安来市
栃木県	25	17	宇都宮市 足利市 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 那須塩原市 さくら市 下野市 上三川町 芳賀町 壬生町 野木町 高根沢町 那須町	岡山県	27	11	岡山市 倉敷市 津山市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市 和気町 早島町 里庄町
群馬県	35	6	前橋市 高崎市 伊勢崎市 沼田市 富岡市 玉村町	広島県	23	9	広島市 呉市 三原市 東広島市 廿日市市 安芸高田市 府中町 熊野町 世羅町
埼玉県	63	27	さいたま市 川越市 熊谷市 所沢市 加須市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 三郷市 幸手市 吉川市 小鹿野町 宮代町	山口県	19	11	下関市 宇部市 山口市 萩市 防府市 下松市 岩国市 光市 柳井市 美祢市 周南市
千葉県	54	26	千葉市 市川市 船橋市 木更津市 松戸市 成田市 佐倉市 旭市 習志野市 柏市 市原市 八千代市 鴨川市 君津市 富津市 浦安市 印西市 白井市 南房総市 匝瑳市 香取市 山武市 栄町 神崎町 芝山町 横芝光町	徳島県	24	7	徳島市 鳴門市 美馬市 三好市 松茂町 藍住町 板野町
東京都	62	45	全23区 立川市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市	香川県	17	9	高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 琴平町 多度津町 まんのう町
神奈川県	33	14	横浜市 川崎市 相模原市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 綾瀬市	愛媛県	20	5	松山市 宇和島市 伊予市 東温市 松前町
新潟県	30	11	新潟市 長岡市 三条市 柏崎市 新発田市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 魚沼市 南魚沼市	高知県	34	0	
富山県	15	4	高岡市 氷見市 南砺市 射水市	福岡県	60	24	北九州市 福岡市 大牟田市 飯塚市 柳川市 八女市 行橋市 春日市 宗像市 古賀市 福津市 みやま市 糸島市 那珂川市 志免町 須恵町 新宮町 粕屋町 岡垣町 遠賀町 大刀洗町 福智町 刈田町 みやこ町
石川県	19	9	金沢市 小松市 加賀市 かほく市 白山市 能美市 津幡町 宝達志水町 中能登町	佐賀県	20	8	佐賀市 鳥栖市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町
福井県	17	10	福井市 大野市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市 永平寺町 池田町 南越前町 越前町	長崎県	21	4	長崎市 佐世保市 大村市 西海市
山梨県	27	11	甲府市 富士吉田市 韭崎町 南アルプス市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 富士川町 忍野村 富士河口湖町	熊本県	45	9	熊本市 八代市 人吉市 山鹿市 菊池市 宇土市 宇城市 阿蘇市 益城町
長野県	77	34	長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 南牧村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町 立科町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 宮田村 大桑村 木曽町 山形村 山ノ内町	大分県	18	5	大分市 中津市 日田市 佐伯市 国東市
岐阜県	42	9	岐阜市 大垣市 高山市 関市 羽島市 各務原市 可児市 瑞穂市 下呂市	宮崎県	26	7	宮崎市 都城市 延岡市 日南市 小林市 西都市 えびの市
静岡県	35	26	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 三島市 伊東市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 御殿場市 袋井市 裾野市 湖西市 伊豆市 御前崎市 伊豆の国市 牧之原市 東伊豆町 西伊豆町 清水町 長泉町 小山市 吉田町 川根本町	鹿児島県	43	6	鹿児島市 鹿屋市 出水市 薩摩川内市 日置市 霧島市
愛知県	54	24	豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 常滑市 小牧市 稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 みよし市 長久手市	沖縄県	41	14	那覇市 宜野湾市 石垣市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 読谷村 北谷町 南風原町 八重瀬町
三重県	29	11	四日市市 伊勢市 松阪市 桑名市 鈴鹿市 名張市 いなべ市 伊賀市 東員町 菟野町 川越町	合計	1,741	617	対象人口 9, 5 4 0万人

※市区町村名は、左から建制順に記載

マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置

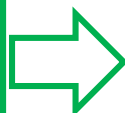
1 趣 旨

コンビニ交付サービス未導入団体の導入を後押しするため、マイナンバーカードの多目的利用（コンビニ交付、市区町村の自動交付機（キオスク端末）設置等）に要する経費について財政支援を行う。

2 措置内容（平成29年度までからの拡充部分）

扩充前

- ・ 平成30年度までの措置
- ・ 必ずしも3年間措置を受けられない
(全市区町村一律、平成30年度まで)
- ・ 上限額5,000万円



現行(拡充後)

- ・ **令和元年度まで**（措置期限 1 年間延長）
- ・ 最大 3 年間の措置
(**令和元年度の導入で**、最長令和 3 年度まで)
- ・ 上限額 6,000 万円（1,000 万円引上げ）

算定対象となる経費（参考）

- A 基本構成機器（サーバ機器、端末機器及びデータベース等）の購入等経費**
- B 各市町村とシステムを共同構築するために必要な専用線及びルータ等の購入等経費**
- C A及びBの導入等に係る機器環境設定やシステムインストールのための経費、コンビニ交付に参加する際のJ-LISへの運営負担金、コンビニ事業者への手数料**

※ 自治体クラウド化の推進に資する場合に限る

※ 過去3年度以内に導入したもののうち、現年度の経費を措置

多目的利用の例（参考）

- ・ 証明書自動交付機（キオスク端末）の庁舎設置
- ・ //
- ・ の郵便局設置
- 住民生活に身近な拠点での交付による利便性拡大
市区町村の業務効率化
- ・ カードの印鑑登録証としての併用
- 窓口、コンビニ、双方で印鑑登録証明書の交付可能
- ・ 発行できる証明書の拡充
- 税証明書、戸籍証明書への対応で、サービス標準化

コンビニ交付サービスにおける費用負担の緩和

1 J-LISのコンビニ交付サービス運営負担金の軽減について

今後の参加市区町村数の推移を踏まえつつ、平成29年度から2年毎に負担金の見直しを行う。

■市町村負担金（令和元年度・令和2年度）

上段：税込金額
(下段：税抜金額)

市区町村の区分		現行	改定額 (令和元年度)	改定額 (令和2年度)
政令市	人口100万人以上	9,700,000円 (8,981,482円)	9,700,000円 (8,981,482円)	9,879,630円 (8,981,482円)
	人口100万人未満	7,700,000円 (7,129,630円)	7,700,000円 (7,129,630円)	7,842,593円 (7,129,630円)
市・特別区	人口15万人以上	4,700,000円 (4,351,852円)	4,700,000円 (4,351,852円)	4,787,037円 (4,351,852円)
	人口5万人以上 15万人未満	2,700,000円 (2,500,000円)	2,678,400円 (2,480,000円)	2,728,000円 (2,480,000円)
	人口5万人未満	2,200,000円 (2,037,038円)	2,178,401円 (2,017,038円)	2,218,741円 (2,017,038円)
町村		700,000円 (648,149円)	678,400円 (628,149円)	690,963円 (628,149円)

●平成31年4月から**15万人未満の市区町村について税抜き金額から2万円減額。**

※ 消費税計算の適用について

令和元年度上期までの参加団体を通年消費税8%(令和元年下期から参加団体は10%)とする。

2 コンビニ等事業者の委託手数料について

委託手数料は、事業者のキオスク端末やシステム改修等の投資及び紙・電気代等のランニングコスト等を勘案し、すべての事業者で証明書1通あたり115円としている。

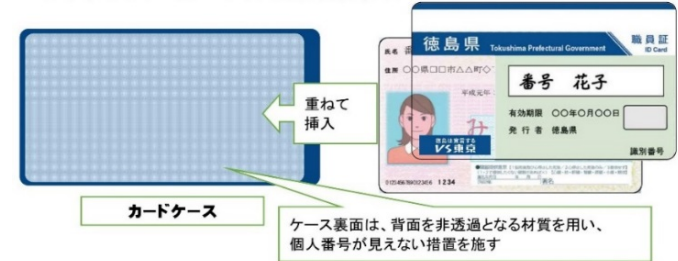
徳島県の取組事例

- マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証
- マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン(セキュリティ強化)

1 マイナンバーカードの顔写真を利用した顔写真入り職員証

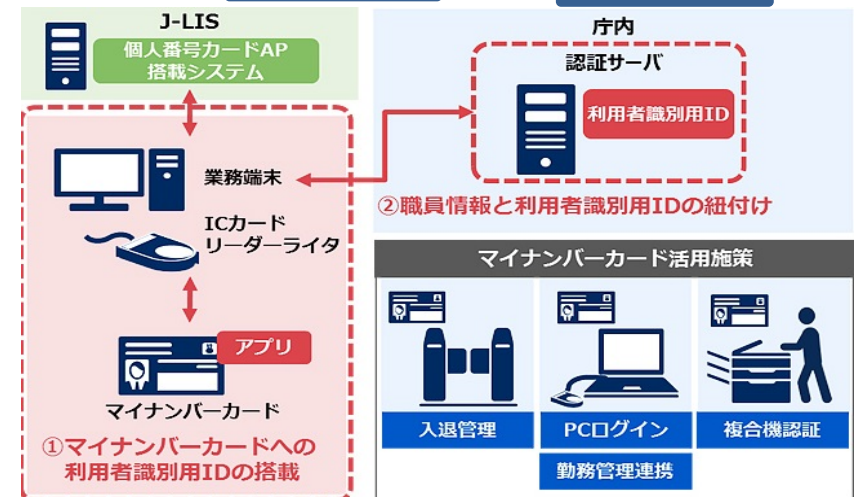
- 職員証(マイナンバーカードの顔写真部分と氏名部分が透明となっているもの)とマイナンバーカードを重ね合わせ、専用のカードケースに挿入することで、顔写真入り職員証として使用
- なお、マイナンバーを外から見られないよう、カードケースの裏面は非透明

マイナンバーカードとの重ね合わせ



2 マイナンバーカードによるパソコン等へのログイン

- マイナンバーカードの空き領域へ利用者識別のためのアプリケーションを組み込むことで、マイナンバーカードをパソコンへのログイン、特定のセキュリティ管理区域への入室時の本人確認に活用
- パスワードによる認証では、同じパスワードの使いまわし等、セキュリティ強度低下のリスクが常に存在することを解消



群馬県前橋市の取組事例

○母子健康情報サービスのマイナンバーカードの活用

妊娠中・子育て中のママと家族へ向けた未来型健康支援・子育て支援サービス

➤ 母子健康手帳に記録されている情報や子育てに関する情報を電子化・ウェブ化することで、いつでも、どこでも、安心して情報を提供するサービス

➤ 提供される情報・サービス

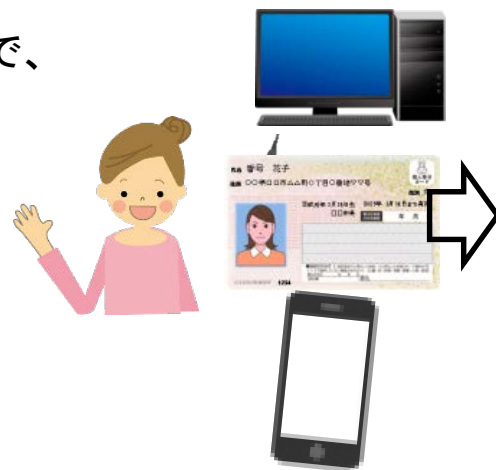
- ・自治体からのお知らせ
- ・日記機能
- ・はじめて記念日
- ・法定健診結果のデータ連携
- ・予防接種履歴のデータ連携
- ・予防接種のスケジュール管理
- ・ご家族や遠方の祖父母との情報共有機能



マイナンバーカード1枚
で利用登録！

スマートフォン・パソコン
で情報閲覧可能！

- マイナンバーカードの公的個人認証を活用することで、安全に、正確に本人確認を実施し、スマートフォン、パソコンで情報・サービスの利用が可能
- 母子健康サービスの品質向上とコスト削減を図れ、さらに住民との接触機会が増加

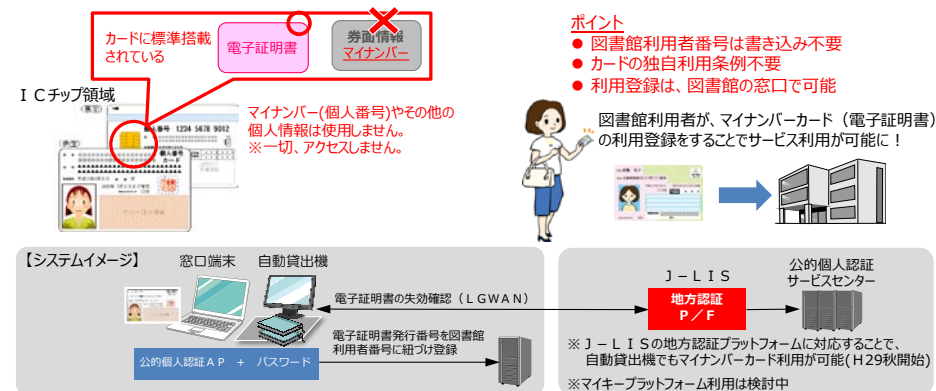


兵庫県姫路市の取組事例

- マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用
- マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

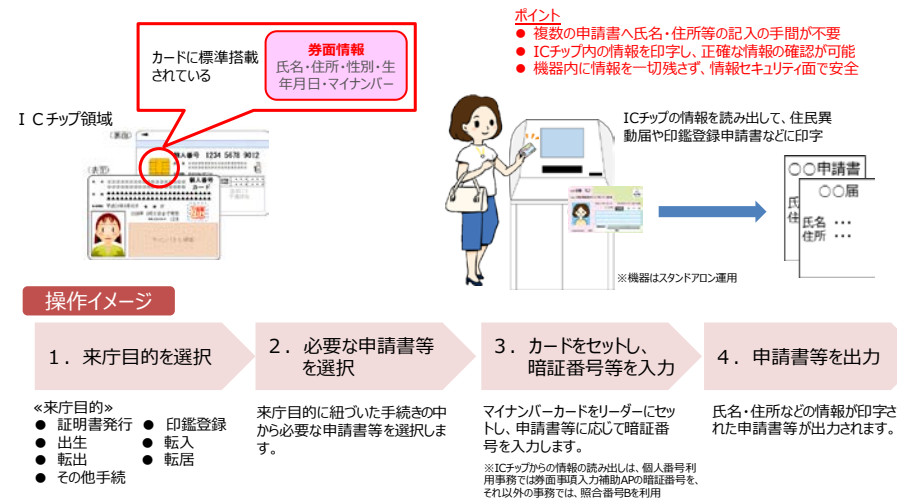
1 マイナンバーカードの電子証明書による図書館利用

- カードのICチップ領域に標準搭載されている電子証明書を利用。マイナンバーカードの空き領域を利用する方式(カードAP方式)ではないため、カード独自利用の条例の制定が不要
- マイナンバーカードを持っている市民は図書館の窓口での利用登録を行うことで、サービスを利用可能



2 マイナンバーカードの券面情報による申請書自動作成サービス

- 窓口へ提出する申請書等には氏名、住所を記載することがほぼ必須であり、複数の手続を一度に行う市民にとって、繰り返し同じ内容を記入することが負担となっていることから、マイナンバーカードの券面情報を活用して申請書等への記入負担を軽減
- 機器内に一切の情報を残さない仕組みとし、市民の情報流出への不安に配慮



公的個人認証サービスの民間利用

民間事業者においても住宅ローンの契約手続や証券口座開設等の場面で、公的個人認証サービスの活用が進んでいる。

事業者名	公的個人認証の活用事例
1. 日本デジタル配信(株)	CATVを用いた年金支給に係る現況確認(実証事業)
2. ICTまちづくり共通プラットフォーム推進機構	パソコン等での母子健康情報の閲覧
3. NTTコミュニケーションズ(株)	MVNOサービスの契約
4. (株)NTTデータ	プラットフォーム
エスクロー・エージェント・ジャパン	住宅ローンのオンライン契約
日本郵便(株)	電子レターの受取り(MyPost)
(株)DMM. Com証券	オンラインでの証券口座開設
カブドットコム証券(株)	オンラインでの証券口座開設
マネックス証券(株)	オンラインでの証券口座開設
5. GMOグローバルサイン	プラットフォーム
GMOクリック証券(株)	オンラインでの証券口座開設
(株)ゲットスターグループ	携帯電話のレンタル契約
共同印刷(株)	来場管理、不正転売防止

事業者名	公的個人認証の活用事例
6. サイバートラスト(株)	プラットフォーム
(株)シーイーシー	子育てワンストップ支援
大日本印刷(株)	オンラインバンクの口座開設(ジャパンネット銀行と連携)
(株)ジャパンネット銀行	オンラインバンクの口座開設(大日本印刷と連携)
(株)TRUSTDOCK	オンラインでの本人確認サービスの提供
7. (株)システムコンサルタント	オンラインでの電子契約サービス
8. (株)野村総合研究所	プラットフォーム
野村証券(株)	オンラインでの証券口座開設
9. 凸版印刷(株)	プラットフォーム
(株)三菱UFJ銀行	住宅ローンのオンライン契約
10.(株)サイバーリンクス	流通業における電子契約
11.日本医師会	HPKIカードの発行
12.(株)日立製作所	健診情報閲覧時の本人確認

【平成31年3月末現在】

※大臣認定を受けている事業者は12社(表中網掛け)

民間利用事例①(新規証券口座開設時のマイナンバー取得及び本人確認)

・GMOグローバルサインがプラットフォーム事業者、GMOクリック証券がサービス提供事業者として実施

2016年1月から所得税法等により、新規顧客又は住所変更等を行う既存顧客については、個人番号の収集が義務化されており、犯罪収益移転防止法の特定事業者にあたる証券金融業では、厳格な本人確認が求められます。

<公的個人認証サービスの利用>

各根拠法に準拠する形かつ業務の効率化及び顧客利便性の向上を目指し、GMOグローバルサインの公的個人認証サービスを利用した本人確認サービスを利用します。

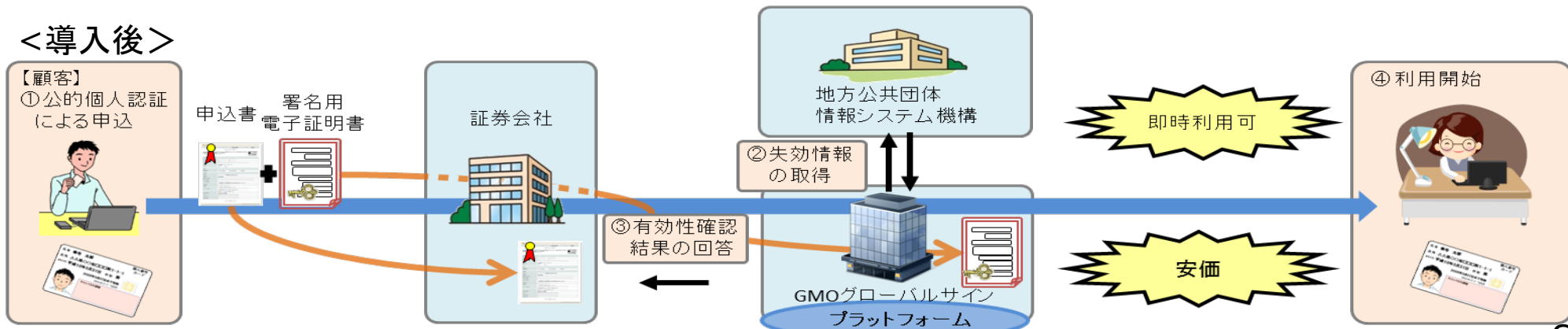
公的個人認証サービスを利用することで、郵送や追加の本人確認書類が不要なためオンライン完結かつ即時取引開始が可能になるメリットがあります。

<サービス開始日> 2016年11月26日

<現状>



<導入後>



民間利用事例②(住宅ローン契約手続を電子化するサービス)

・凸版印刷がプラットフォーム事業者、三菱UFJ銀行がサービス提供事業者として実施

<従来の住宅ローンの契約の方法>

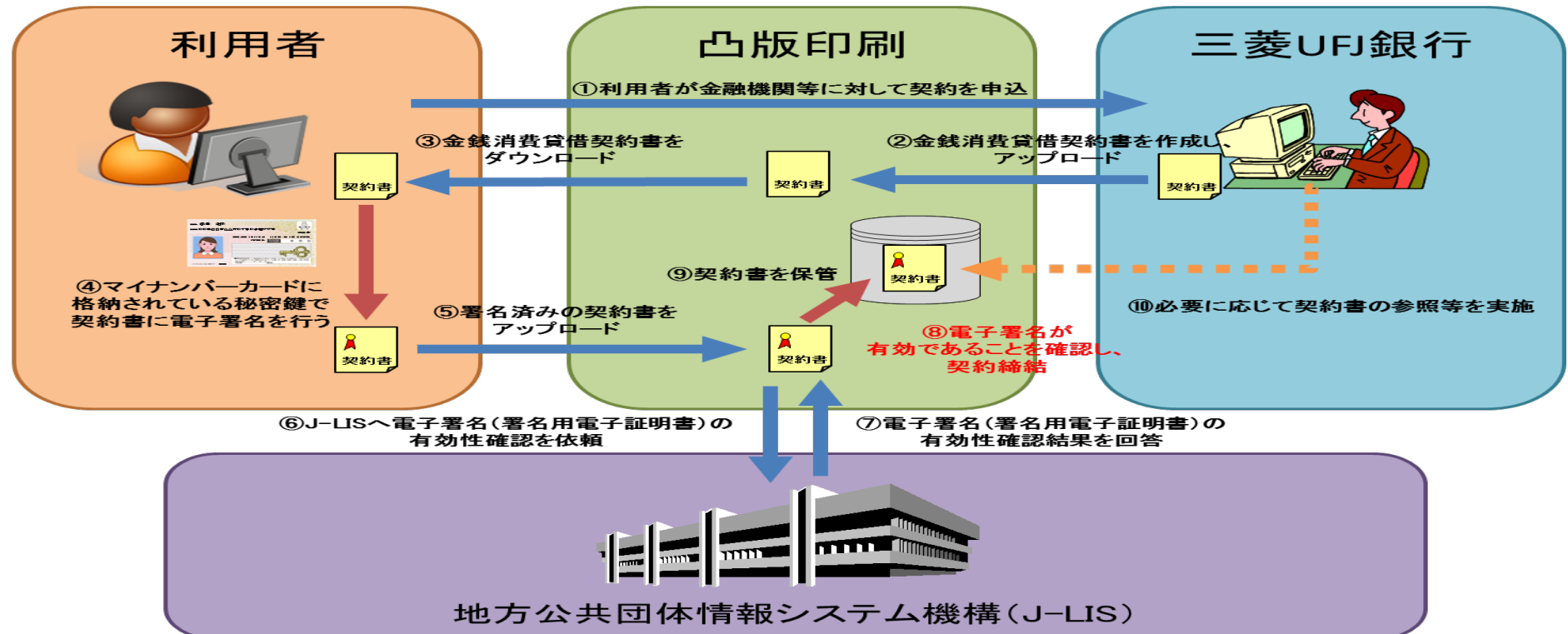
従来、住宅ローンの契約手続きにあたっては、契約書の紙面への記入や実印の押印、収入印紙の貼付などを銀行へ来店の上実施する必要があり、契約者に負担が生じていました。

<公的個人認証サービスの利用>

今後、凸版印刷が提供する住宅ローン等の金銭消費貸借契約を電子的に行うことのできるプラットフォームサービスの導入により、自宅のパソコンからペーパーレスで住宅ローン契約手続きが可能となり、次のとおり契約者の負担が軽減されます。

- (1) 自宅のパソコンで手続きが完結するため、銀行への来店の必要がなくなる
- (2) ペーパーレスのため、収入印紙の貼付や実印の押印などの必要がなくなる

<サービス開始日> 2017年5月1日 ※三菱地所レジデンス、東急リバブルと協働で開始



民間利用事例③(NTTコミュニケーションズ株式会社)

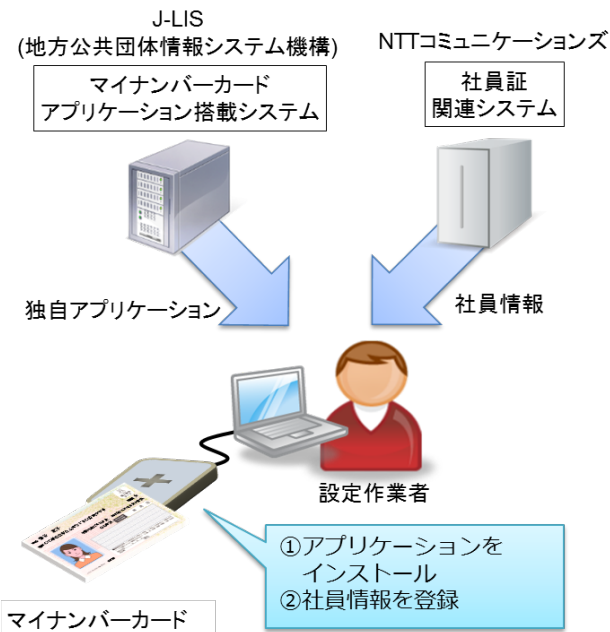
社員の認証が必要となる様々なシーンで、マイナンバーカードの空き領域を利用
<利用シーン>

- ① NTTコミュニケーションズの本社ビル（大手町）への入退館
- ② セキュリティエリアへの入退室
- ③ 業務用パソコン・複合機の利用

<利用開始時期> 2019年1月

※ 当初は本社ビル（社員約**5,000人**）で利用を開始し、順次他のオフィスビルへの拡大も検討中

(ICチップの利用開始準備)



社内における各種認証が可能に

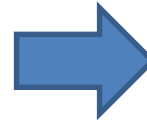


マイナンバーカード交付事務等の適正な実施について

市町村窓口での不適切な案内事例がコールセンターから総務省に多数報告されている。

【市町村窓口での不適切な案内事例①】

電子証明書を利用する際に暗証番号を3回間違えてしまったため、A市で暗証番号の再設定(ロック解除)手続を行った際に、マイナンバーカード以外の本人確認書類の提示を求められた。



【コールセンターでの対応①】

マイナンバーカードを本人確認書類として提出することが可能である旨を案内した。

【市町村窓口での不適切な案内事例②】

マイナンバーカードを紛失し一時停止をしたが、紛失していたマイナンバーカードが見つかったので、B市へ一時停止解除の相談をしたところ、コールセンターへ連絡するよう案内を受けた。



【コールセンターでの対応②】

紛失したマイナンバーカードの一時停止を解除する場合にはコールセンターではなく住所地市区町村で手続を行うこととなるため、再度、B市で手続を行うよう案内した。

【市町村窓口での不適切な案内事例③】

マイナンバーカードを申請後、C市に申請の状況を確認したところ、C市では分からないためコールセンターへ連絡するよう案内を受けた。



【コールセンターでの対応③】

申請状況は、C市で4情報(氏名・住所・生年月日・性別)から照会が可能であり、コールセンターでは申請書IDから照会が可能である旨を案内した。

【市町村窓口での不適切な案内事例④】

マイナンバーカードを作成した方が良いのか市町村に問い合わせたところ、通知カードのままで良いと案内された。



【コールセンターでの対応④】

マイナンバーカードのメリットとして、公的な身分証明書としてだけでなく、電子証明書を利用してコンビニ交付サービスやe-Taxなどの電子申請などが可能となる旨を伝え、申請方法を案内した。

【参考資料①】

1. マイナンバーカードの申請・交付状況(令和元年6月4日時点)
2. マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)
(団体区分別、区分別交付率上位10位、都道府県別、男女・年齢別)
3. 公的個人認証制度の概要
4. マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧
5. マイナンバーカードへの旧氏の記載
6. マイナンバーカードの発行等に要する経費(令和元年度予算)
7. 講師派遣のご案内
8. 「マイキー君」貸出しのご案内

マイナンバーカードの申請・交付状況

【令和元年6月4日（火）時点】

	累計数	1日当たり平均 (5月29日～6月4日)	1日当たり平均 (5月の1か月間)
申請受付数	19,439,667	9,249	9,351
交付実施済数	17,057,060	11,447	11,083

(1日当たり平均は、土日祝日を除く)

約13.4% (交付実施済数 / 平成30年1月1日時点の住基人口127,707,259人)

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)

1 団体区分別

区分	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する交付枚数率
全国	127,707,259	16,566,976	13.0%
特別区	9,396,597	1,679,322	17.9%
政令指定都市	27,445,782	3,831,387	14.0%
市(政令指定都市を除く)	79,815,668	9,900,565	12.4%
町村	11,049,212	1,155,702	10.5%

2 区分別交付率上位10位

【特別区・市】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する 交付枚数率
宮崎県都城市	166,409	48,481	29.1%
奈良県橿原市	122,945	29,996	24.4%
鹿児島県西之表市	15,681	3,648	23.3%
東京都港区	253,639	56,936	22.4%
東京都青梅市	135,248	30,316	22.4%
東京都台東区	196,134	43,677	22.3%
宮崎県串間市	18,904	4,160	22.0%
東京都中央区	156,823	34,260	21.8%
奈良県生駒市	120,596	26,132	21.7%
兵庫県芦屋市	96,373	20,645	21.4%

【町村】

団体名	人口 (H30.1.1時点)	交付枚数 (H31.4.1時点)	人口に対する 交付枚数率
新潟県岩船郡粟島浦村	355	191	53.8%
大分県東国東郡姫島村	2,090	919	44.0%
茨城県猿島郡五霞町	8,740	3,116	35.7%
福島県双葉郡富岡町	13,260	4,213	31.8%
福島県大沼郡昭和村	1,294	394	30.4%
沖縄県島尻郡伊是名村	1,481	449	30.3%
沖縄県島尻郡北大東村	572	145	25.3%
福島県田村郡三春町	17,397	4,368	25.1%
奈良県吉野郡上北山村	520	130	25.0%
兵庫県加古郡播磨町	34,615	8,008	23.1%

3 都道府県一覧

都道府県名	総数(人口) 【H30.1.1時点】	交付枚数 【H31.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
北海道	5,339,539	574,695	10.8%
青森県	1,308,707	148,477	11.3%
岩手県	1,264,329	146,390	11.6%
宮城県	2,312,080	279,791	12.1%
秋田県	1,015,057	100,465	9.9%
山形県	1,106,984	101,926	9.2%
福島県	1,919,680	217,249	11.3%
茨城県	2,951,087	371,335	12.6%
栃木県	1,985,738	235,821	11.9%
群馬県	1,990,584	206,744	10.4%
埼玉県	7,363,011	941,438	12.8%
千葉県	6,298,992	896,477	14.2%
東京都	13,637,346	2,354,528	17.3%
神奈川県	9,171,274	1,507,574	16.4%
新潟県	2,281,291	209,440	9.2%
富山県	1,069,512	116,434	10.9%
石川県	1,150,398	111,776	9.7%
福井県	790,758	67,913	8.6%
山梨県	838,823	88,153	10.5%
長野県	2,114,140	221,914	10.5%
岐阜県	2,054,349	192,673	9.4%
静岡県	3,743,015	446,928	11.9%
愛知県	7,551,840	861,315	11.4%
三重県	1,834,269	198,526	10.8%

都道府県名	総数(人口) 【H30.1.1時点】	交付枚数 【H31.4.1時点】	人口に対する 交付枚数率
滋賀県	1,419,635	185,201	13.0%
京都府	2,563,152	329,184	12.8%
大阪府	8,856,444	1,289,175	14.6%
兵庫県	5,589,708	839,203	15.0%
奈良県	1,371,700	210,021	15.3%
和歌山県	975,074	96,103	9.9%
鳥取県	570,824	58,510	10.3%
島根県	691,225	79,948	11.6%
岡山県	1,920,619	203,526	10.6%
広島県	2,848,846	352,363	12.4%
山口県	1,396,197	179,276	12.8%
徳島県	757,377	78,526	10.4%
香川県	993,205	103,587	10.4%
愛媛県	1,394,339	145,216	10.4%
高知県	725,289	54,165	7.5%
福岡県	5,130,773	582,201	11.3%
佐賀県	833,272	90,404	10.8%
長崎県	1,379,003	185,908	13.5%
熊本県	1,789,184	223,096	12.5%
大分県	1,169,158	139,193	11.9%
宮崎県	1,112,008	196,187	17.6%
鹿児島県	1,655,888	192,689	11.6%
沖縄県	1,471,536	155,312	10.6%

マイナンバーカードの市区町村別交付枚数等について(平成31年4月1日現在)

4 男女・年齢別

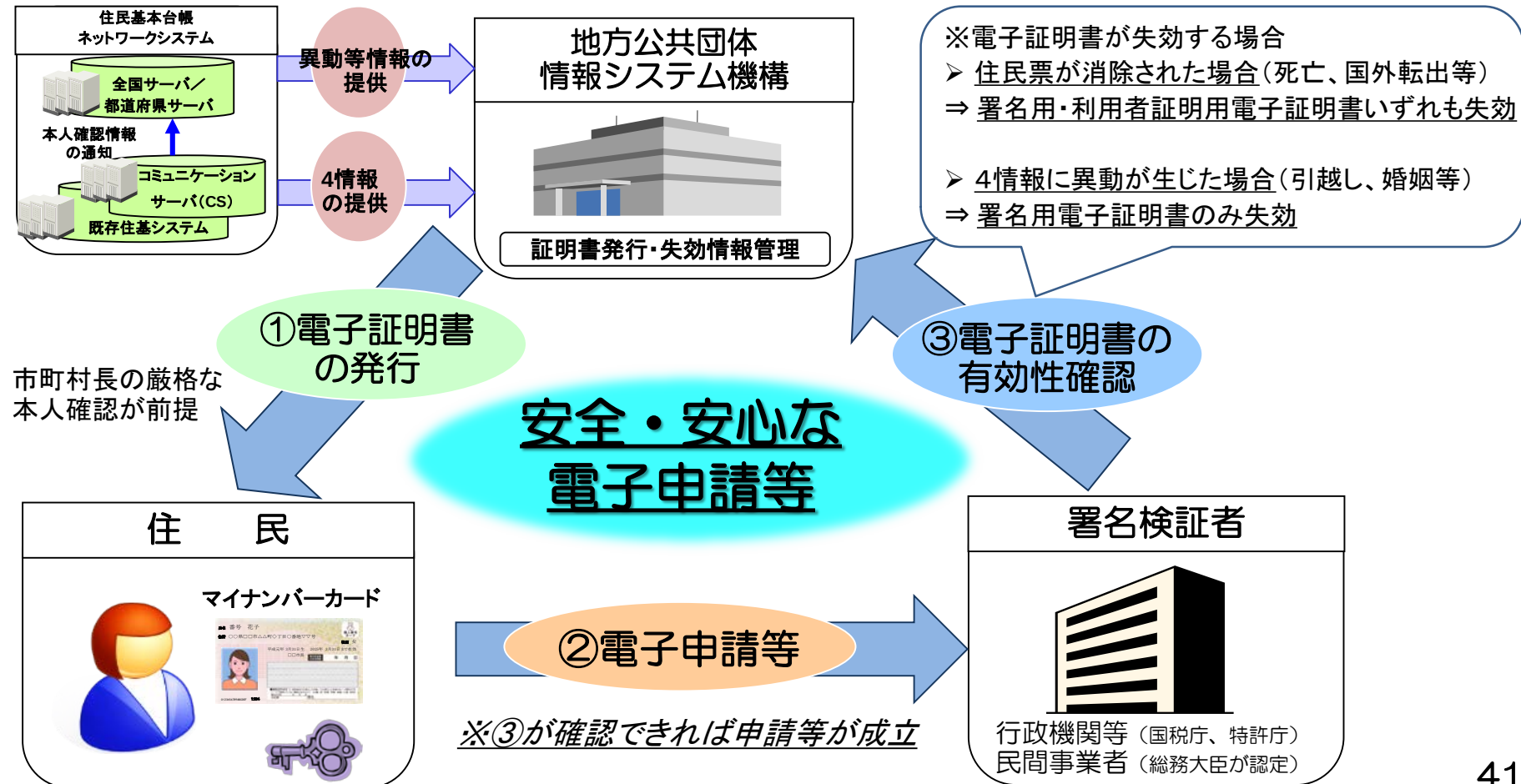
年齢	人口(H30.1.1時点)			交付件数(H31.4.1時点)			人口に対する 交付枚数率			全体に対する交付件数割合		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全体	62,298,872	65,408,317	127,707,189	8,806,981	7,759,995	16,566,976	14.1%	11.9%	13.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～4歳	2,576,059	2,448,877	5,024,936	61,182	57,475	118,657	2.4%	2.3%	2.4%	0.7%	0.7%	0.7%
5～9	2,761,895	2,625,266	5,387,161	95,158	92,438	187,596	3.4%	3.5%	3.5%	1.1%	1.2%	1.1%
10～14	2,838,085	2,700,056	5,538,141	92,452	96,332	188,784	3.3%	3.6%	3.4%	1.0%	1.2%	1.1%
15～19	3,076,958	2,927,326	6,004,284	165,151	168,558	333,709	5.4%	5.8%	5.6%	1.9%	2.2%	2.0%
20～24	3,262,515	3,096,776	6,359,291	317,738	329,936	647,674	9.7%	10.7%	10.2%	3.6%	4.3%	3.9%
25～29	3,352,604	3,171,883	6,524,487	385,552	359,257	744,809	11.5%	11.3%	11.4%	4.4%	4.6%	4.5%
30～34	3,740,090	3,578,958	7,319,048	451,031	392,707	843,738	12.1%	11.0%	11.5%	5.1%	5.1%	5.1%
35～39	4,092,014	3,944,274	8,036,288	480,474	385,400	865,874	11.7%	9.8%	10.8%	5.5%	5.0%	5.2%
40～44	4,834,840	4,670,809	9,505,649	537,979	402,655	940,634	11.1%	8.6%	9.9%	6.1%	5.2%	5.7%
45～49	4,876,089	4,749,158	9,625,247	594,084	447,072	1,041,156	12.2%	9.4%	10.8%	6.7%	5.8%	6.3%
50～54	4,155,182	4,097,972	8,253,154	594,189	465,690	1,059,879	14.3%	11.4%	12.8%	6.7%	6.0%	6.4%
55～59	3,808,343	3,813,246	7,621,589	637,498	527,270	1,164,768	16.7%	13.8%	15.3%	7.2%	6.8%	7.0%
60～64	3,814,894	3,899,275	7,714,169	758,326	647,461	1,405,787	19.9%	16.6%	18.2%	8.6%	8.3%	8.5%
65～69	4,715,129	5,012,634	9,727,763	988,626	867,085	1,855,711	21.0%	17.3%	19.1%	11.2%	11.2%	11.2%
70～74	3,648,372	4,139,718	7,788,090	908,496	851,208	1,759,704	24.9%	20.6%	22.6%	10.3%	11.0%	10.6%
75～79	2,970,975	3,687,240	6,658,215	790,433	777,869	1,568,302	26.6%	21.1%	23.6%	9.0%	10.0%	9.5%
80～84	2,131,085	3,100,218	5,231,303	546,556	517,843	1,064,399	25.6%	16.7%	20.3%	6.2%	6.7%	6.4%
85～89	1,156,847	2,200,116	3,356,963	294,200	269,910	564,110	25.4%	12.3%	16.8%	3.3%	3.5%	3.4%
90～94	407,334	1,138,156	1,545,490	93,629	86,555	180,184	23.0%	7.6%	11.7%	1.1%	1.1%	1.1%
95～99	71,414	347,548	418,962	13,024	15,401	28,425	18.2%	4.4%	6.8%	0.1%	0.2%	0.2%
100歳以上	8,148	58,811	66,959	1,203	1,873	3,076	14.8%	3.2%	4.6%	0.0%	0.0%	0.0%

公的個人認証制度の概要①（全体像と特徴）

ポイント

※公的個人認証とは、「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」(平成14年法律第153号)による認証サービス

- 公的個人認証サービスは、電子証明書を用いて、成りすまし、改ざん、送信否認の防止を担保し、インターネット上での本人確認や電子申請等を可能とする公的なサービス。
- 電子証明書は、市町村が管理する「住民票」に基づき、市町村での対面による厳格な本人確認を経て発行。
- マイナンバー制度導入時に、マイナンバーカードに電子証明書を標準搭載し、公的機関に限られていた利用を民間にも開放。



公的個人認証制度の概要②（電子証明書について）



公開鍵暗号方式

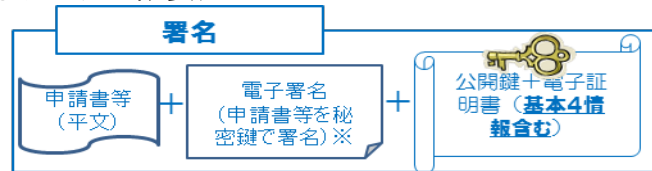
公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。

署名用電子証明書

（性質）
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み

（利用局面）
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に利用される。

（利用されるデータの概要）



※ 電子署名法(平成12年法律第102号)の「電子署名」に該当し、同法第3条による「真正な成立の推定」の対象になり得る。

利用者証明用電子証明書

（性質）
（マイナンバー制度導入時(H27)に追加、H28～利用開始）
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書(基本4情報の記載なし)を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み

（利用局面）
マイナポータルログイン等、本人であることの認証手段として利用される。

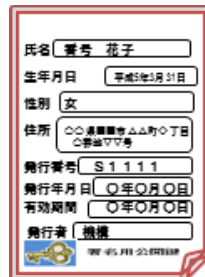
（利用されるデータの概要）



署名用 秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報を記録

利用者証明用 秘密鍵

- ※ カードの中の格納された領域から外に出ることがない
- ※ 秘密鍵を無理に読みだそうとすると、ICチップが壊れる仕組み

電子証明書のイメージ



※基本4情報の記録なし

マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン一覧

対応スマートフォンの機種数

Android 7 8 機種※（2019年6月11日現在）

※事業者ごとに計上

2018年

【シャープ製】

ドコモ 2 機種、au 2 機種、ソフトバンク 2 機種、Y!mobile 1 機種、UQ 1 機種、MVNO 2 機種



【サムスン製】

ドコモ 4 機種、au 3 機種



【ソニー製】

ドコモ 4 機種、au 3 機種、ソフトバンク 2 機種



【富士通製】

ドコモ 2 機種



【トリニティ製】

SIMフリー 1 機種



2019年

【シャープ製】

ドコモ 1 機種、au 1 機種、ソフトバンク 2 機種、MVNO 2 機種



【富士通製】

ドコモ 1 機種



【京セラ製】

au 1 機種



【ソニー製】

ドコモ 2 機種、au 1 機種、ソフトバンク 1 機種



【サムスン製】

ドコモ 2 機種、au 3 機種、UQ 1 機種、JCOM 1 機種



2016年及び2017年に発売された対応スマートフォンは以下のとおり（数字は機種数）

・2016年 【シャープ製】ドコモ 1、au 2、ソフトバンク 1、MVNO 1 【富士通製】ドコモ 2

・2017年 【シャープ製】ドコモ 2、au 3、ソフトバンク 3、Y!mobile 1、UQ 3、J:COM 1、MVNO 2 【富士通製】ドコモ 4 【ソニー製】ドコモ 2、au 1、ソフトバンク 1

住民票、個人番号カード等への旧氏の記載等について

女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏の記載が可能となるよう、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)等の改正を行うもの

公布日:平成31年4月17日 施行予定日:令和元年11月5日

旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

住民票、個人番号カード等に記載できる旧氏

- 旧氏を初めて記載する際には、任意の旧氏を記載可能
 - ・ 一度記載した旧氏は、婚姻等により氏が変更されてもそのまま記載が可能
 - ・ 旧氏は、他市区町村に転入しても引き続き記載可能
- 氏が変更した場合には、直前に称していた旧氏に限り、変更可能
- 旧氏の削除は可能だが、その後氏が変更した場合に限り、削除後に称していた旧氏の再記載可能

旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏(一人一つ)の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

2019年11月5日(火)からスタート!

住民票とマイナンバーカードに

旧姓(旧氏)が併記できます!

住民票にも旧姓(旧氏)欄が!

ここに旧姓! 入ります!

マイナンバーカードに旧姓(旧氏)が併記されることで、旧姓が各種証明に使えます!

ここに旧姓! 入ります!

カードをお持ちの方は追記欄に旧姓が追記されます(記載例)

旧氏 〇〇 令和元年11月5日

ここに旧姓! 入ります!

氏名 番号 太郎

住所 〇〇県〇〇市△△町◇◇丁目〇番地

性別 男

生年月日 平成 年 月 日

氏名 番号 〇〇 花子

住所 〇〇県〇〇市△△町◇◇丁目〇番地

性別 女

生年月日 平成元年 3月31日生

※様式例

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

保険・携帯電話の契約や銀行口座が旧姓のまま引き続き使えます!



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



旧姓(旧氏)を併記するためには、どうしたらいいの?

住民票に旧姓を併記するための請求手続きが必要になります。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

旧姓併記のための請求手続は2段階!

STEP1

旧姓が記載された戸籍謄本等を用意しましょう

入手方法は3種類!

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる
- ③コンビニで発行(※)

(※) コンビニのマルチコピー機から発行できます。
発行できるのは戸籍謄本等のコンビニ交付に対応している市区町村のみです。
詳しくはコンビニ交付のHP
(<https://www.lg-waps.go.jp>)をご覧ください。



STEP2

用意ができたなら提出しよう!

用意した戸籍謄本等と一緒にマイナンバーカード(通知カード)を持って、現在お住まいの市区町村へ行こう!



? 旧氏とは?

「旧氏(きゅうし)」とは、その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載されています。

旧氏は1人に1つだけつけられるよ!



旧姓併記についてのQ&A

マイナンバーカードを持っていないでも旧姓を併記する手続はできますか。

A マイナンバーカードをお持ちでない場合であっても、国内に住所を有する方は、通知カードに旧姓を追記するか、マイナンバーカードを新規に作ることができます。
なお、既にマイナンバーカードをお持ちの方は、追記欄に旧姓を追記することになります。

旧姓を削除することはできますか。

A 必要がなくなった場合などには、旧姓を削除することが可能です。
ただし、旧姓を削除した場合には、その後、氏が変わったときに限り、削除後に新たに生じた旧姓の中から1つを選んで再び併記することができます。



旧姓としては、どのようなものを併記できますか。

A 旧姓を初めて併記する場合には、本人の戸籍謄本等に記載されている過去の氏の中から1つを選んで併記することができます(その際、マイナンバーカード又は通知カードを併せて提出し、同時に併記する必要があります。)。
なお、引越して他の市町村に転入した場合、住民票等に併記されている旧姓は引き継がれます。

住民票の写しの交付を受けるときに、併記されている旧姓を表示しないようにすることはできますか。

A 住民票では、旧姓は氏名と併せて公証されているものであることから、旧姓または氏の方のみを表示することはできません。

旧姓を併記するときは現在の氏と旧姓の両方が必ず表示されるよ!



結婚して氏が変わったのですが、既に住民票等に併記されている旧姓はどうなるのでしょうか。

A 既に住民票等に併記されている旧姓は、氏が変わった場合でも引き続き併記され続けますが、請求いただければ氏の変更の直前に戸籍に記載されていた氏に変更が可能です。



旧姓併記の請求の際、旧姓を証明する資料として戸籍謄本等が必要とのことですが、住民票等に併記されている旧姓が記載されているものが一連あればよいのでしょうか。

A 旧姓を併記したい場合は、当該旧姓の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等が必要となります。



詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

マイナンバーカードの発行等に要する経費(令和元年度予算)

マイナンバーカードの発行等に要する経費: R元年度予算 211.1億円

マイナンバーカードの円滑かつ安定的な発行等を実施するための予算措置を行うもの。

○個人番号カード交付事業費補助金: 150.0億円 (平成30年度当初: 127.6億円)

【内容】

番号法総務省令第35条第1項に基づき、市町村が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に対し、通知カード・マイナンバーカード関連事務を委任。市町村がJ-LISに対して交付する交付金に対して補助委任を受け、J-LISにおいて実施する事業は以下のとおり。

- ① 通知カード等の作成・発送事業 16.6億円
- ② マイナンバーカードの申込処理・発行事業 84.2億円
- ③ カード製造事業 14.8億円
- ④ コールセンター事業 10.3億円
- ⑤ 保守・運用等事業 24.1億円

○個人番号カード交付事務費補助金: 61.1億円 (平成30年度当初: 70.5億円)

【内容】

市町村におけるマイナンバーカード交付事務に係る経費に対して補助(主に臨時職員の追加等に要する人件費等の経費を対象)

	27年度当初	27年度補正	28年度	29年度	30年度	R元年度予算
個人番号カード交付事業費補助金	443.2億円	213.5億円	117.2億円	126.1億円	127.6億円	150.0億円
個人番号カード交付事務費補助金	40.0億円	65.1億円	21.7億円	16.7億円	70.5億円	61.1億円
合計	483.2億円	278.6億円	138.9億円	142.8億円	198.1億円	211.1億円

マイナンバーカードの普及促進に取り組みます！

- 住民制度課では、各地方公共団体、民間事業者等からのご依頼を受け、会議やイベント等での講演など、マイナンバーカードの普及促進のためのPRを積極的に行っています。
- また、市町村長さまなどへのご説明の機会があれば、積極的に対応したいと考えています。
- 地方公共団体において、マイナンバーカードに関する説明会などを以下のような趣旨で開催される場合、ご依頼があれば住民制度課より講師を派遣しますので、下記連絡先まで、ご連絡をお願いします！

- 都道府県が、各都道府県内の市区町村の職員向けに開催する説明会
- 都道府県・市区町村が、内部の職員、議会の議員等向けに開催する説明会
- 市長会、町村会が、職員等向けに開催する説明会等

総務省連絡先

総務省自治行政局住民制度課
小泉係長、仁木係長、甚野事務官
E-mail: juki@soumu.go.jp
電話 : 03-5253-5397

「マイキーくん」の着ぐるみを貸し出しています！

地元のイベントなどで、マイナンバー制度や

マイナンバーカードをPRしていただける

地方自治体や民間事業者の皆様に、

「マイキーくん」の着ぐるみをお貸しします！

詳細は、下記連絡先までお問い合わせください。



平成28年7月1日 飯泉 徳島県知事と
(全国知事会情報化推進PTで着ぐるみご紹介)

- ※ 2等身型(写真左下)と3等身型(写真右上)の2種類用意しておりますので、用途に応じてご活用いただけます。
- ※ 貸し出しは無料ですが、着ぐるみの運搬にかかる費用は、貸し出し先でご負担いただくようお願いしています。



平成28年3月23日 徳島県様
(公的個人認証利活用事業の実証イベント)

総務省連絡先

公的個人認証サービス利用相談担当
(総務省自治行政局住民制度課内)

E-mail: kouteki-kojin@soumu.go.jp

電話 : 03-5253-5517

【参考資料②】

デジタル手続法概要

【正式名称】情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律

デジタル手続法※（令和元年5月31日公布）の概要①

※正式名称：情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、

- ①行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めるとともに、
- ②行政のデジタル化を推進するための個別分野における各種施策を講ずる。

①行政のデジタル化に関する基本原則等（行政手続オンライン化法の改正※）

※法律の題名を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル行政推進法）」に変更

情報通信技術を活用した行政の推進の基本原則

社会全体のデジタル化

国、地方公共団体、民間事業者、国民その他の者があらゆる活動において情報通信技術の便益を享受できる社会の実現

デジタル化の基本原則

- ①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
- ②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
- ③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

行政手続の原則オンライン化のために必要な事項

行政手続における情報通信技術の活用

行政手続のオンライン原則

- 行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、**オンライン実施を原則化**（地方公共団体等は努力義務）
- 本人確認**や手数料納付も**オンラインで実施**（電子署名等、電子納付）

添付書類の撤廃

- 行政機関間の情報連携等によって入手・参照できる情報に係る添付書類について、**添付を不要とする規定を整備**（登記事項証明書（2020年度情報連携開始予定）や本人確認書類（電子署名による代替）等を想定）

デジタル化を実現するための情報システム整備計画

- オンライン原則や添付書類の撤廃を実現するための**情報システム整備計画**、データの標準化、API（外部連携機能）の整備、**情報システムの共用化**

デジタル・デバイドの是正

- 情報通信技術の利用のための能力等の格差の是正（高齢者等に対する相談、助言その他の援助）

民間手続における情報通信技術の活用の促進

- 行政手続に関連する民間手続のワンストップ化
- 法令に基づく民間手続について、支障がないと認める場合に、オンライン化を可能とする法制上の措置を実施

デジタル手続法の概要②

②行政のデジタル化を推進するための個別施策（住民基本台帳法、公的個人認証法、マイナンバー法）

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **国外転出者の本人確認情報の公証**（戸籍の附票の記載事項の追加・記載された本人確認情報の保存・提供）
- ・ **国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用**
→ 国外転出者による公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードを活用したオンライン手続・本人確認の実現

本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大（住民基本台帳法）

- ・ **本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証**（住民票等の除票を除票簿として保存・安全確保措置等）
→ 情報通信技術を活用した個人の識別・認証を将来にわたり実現（オンライン手続・本人確認、添付書類省略の前提）

公的個人認証（電子証明書）・個人番号カードの利用者・利用方法の拡大（公的個人認証法、マイナンバー法）

- ・ **利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大（暗証番号入力を要しない方式）**
- ・ **個人番号カードへの移行拡大（通知カードの廃止）**

個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大（マイナンバー法）

- ・ **罹災証明書の交付事務等の個人番号利用事務への追加**
- ・ **社会保障分野の事務の処理のために、情報連携の対象の事務や情報を追加**

【デジタル手続法】住民基本台帳法等の一部改正部分 概要

背景・必要性

社会のデジタル化への対応

▶ 国外転出者に関する手続のオンライン化

- ◆ マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。国外に転出して住民票が消除されると利用できない現状
- ◆ 国外に滞在する日本人の増加
H29:約135万人(外務省調べ)

▶ 情報システムを活用した行政事務(マイナンバー制度等)拡大への対応

- ◆ 住民票は、マイナンバーや住民票コードを記載した原本。長期かつ確実な保存が必要

▶ 土地所有問題等への対応

- ◆ 過去の居住関係の公証が必要

▶ オンライン本人確認手段の利便性向上

- ◆ オンライン手続・サービスの多様化
- ◆ マイナンバーカードの健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定

▶ マイナンバーカードの取得の促進

- ◆ 通知カードからマイナンバーカードへの移行促進

本改正における対応

- 国外転出者の本人確認情報の公証
- 国外転出者による公的個人認証(電子証明書)・個人番号カードの利用

(国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を認証基盤に活用)

・戸籍の附票の記載事項追加、附票本人確認情報提供機能構築

【住民基本台帳法改正】

・国外転出者の個人番号カード・公的個人認証の発行等

【マイナンバー法・公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から5年以内で政令で定める日

- 本人確認情報の長期かつ確実な保存及び公証(除票の除票簿への保存等) 【住民基本台帳法改正】

保存期間延長を政令改正で措置

(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日:公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

- 利用者証明用電子証明書の利用方法の拡大(暗証番号入力を要しない方式) 【公的個人認証法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

- 個人番号カードへの移行拡大(通知カードの廃止)

【マイナンバー法改正】

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要

改正の背景

- マイナンバーカード・公的個人認証は、住民票を基礎とした制度。住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状
 - 国外に長期滞在する日本国民が増加
 - デジタル化の進展により、官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり
- 例) ・マイナポータルの利用 ・年金の現況届等の手続もオンラインで可能に
・将来的には在外投票におけるインターネット投票

<参考> ・国外に滞在する日本国民 約135万人(平成29年)
※住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍
・年間に出国する日本国民 約17万人(平成29年)

国外転出後も利用可能な「戸籍の附票」を個人認証の基盤として活用し、
国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証(電子証明書)の利用を実現

住民基本台帳法の一部改正

- ① 戸籍の附票の記載事項の追加
【現行】氏名・住所⇒【改正後】4情報・住民票コード
- ② 附票本人確認情報提供機能構築
 - i) 国の機関等に対し、国外転出者の本人確認情報を提供
 - ii) 国外転出者のマイナンバーカード・公的個人認証の発行等に本人確認情報を利用

公的個人認証法の一部改正

- ① 国外転出者に対する電子証明書発行の実現
 - i) 附票管理市町村長を経由してJ-LISが発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長を経由して発行することで国外転出しても継続有効 等)
- ② 国外転出者の電子証明書の失効事由の整備
 - i) 附票ネットで死亡等を覚知した場合に失効

マイナンバー法の一部改正

- ① 国外転出者に対するマイナンバーカード発行の実現
 - i) 附票管理市町村長が発行
 - ii) 国外転出時の特例(最終住所地市町村長が記載事項変更を行うことで国外転出しても継続有効)

施行期日: 公布の日から5年以内で政令で定める日

本人確認情報の長期かつ確実な保存(除票の除票簿への保存等)関係 改正概要

改正の背景

- 住民票情報は情報システムを活用する行政事務の基盤(マイナンバーや住民票コードの原本)
例) マイナンバー制度の活用により、年金など長期にわたり個人情報システム上管理する事務が効率的に実現可能
 - 土地所有問題への対応など、現在の居住関係の公証につながる「過去の居住関係」が公証されることへのニーズの高まり
例) ・土地所有者の探索 ・休眠預金の活用時の同一人性の証明 ・車の廃車や譲渡時の同一人性の証明 等
- ◆経済財政運営と改革の基本方針2018／未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)
所有者不明土地等について、基本方針等に基づき、期限を区切って対策を推進する。(略)また、住民票等の除票の保存期間の延長についても引き続き検討する。
- 市町村によっては、法令の保存期間を超えて保存し、条例に基づき「写し」の交付を行っている現状に対応

住民基本台帳法の一部改正

本人確認情報の長期かつ確実な保存のため、住民票等を削除した後も「除票」として保存

- ① 「除票(簿)」、「戸籍の附票の除票(簿)」の位置付け
- ② 住民票の除票、戸籍の附票の除票の写しの交付等の制度の明確化
- ③ 安全管理措置や不正取得に対する罰則等の保護措置の規定

- i) 住民票の除票、戸籍の附票の除票についての市町村長の安全管理義務
- ii) 偽りその他不正の手段による写しの取得への罰金等

公証基盤として制度上明確に位置付け
長期かつ確実な保存を実現

保存期間延長を政令改正で措置
(現行)5年間⇒(改正後)150年間

施行期日: 公布の日から20日が経過した日

(5年超保存する除票の写し等の交付については、公布の日から3年以内で政令で定める日から適用)

改正の背景

- デジタル化に伴う公的個人認証(電子証明書)の利用範囲拡大を見据え、利用方法の多様化が必要
- マイナンバーカード・公的個人認証の健康保険証としての活用が2020年度から本格運用開始予定
- 医療機関窓口では、多様な疾患を持つ患者の本人確認を円滑に行うことが必要



利用者証明用電子証明書

発行番号 R 2 2 2 2
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構



利用者証明用
公開鍵

- ・4情報なし
- ・マイナポータルログイン等
- ・利用に4桁の暗証番号

署名用電子証明書

氏名 〇 太郎
 生年月日 〇年〇月〇日
 性別 男
 住所 東京都千代田区〇〇〇〇2-1-2

発行番号 S 1 1 1 1
 発行年月日 〇年〇月〇日
 有効期間 〇年〇月〇日
 発行者 機構



署名用公開鍵

- ・4情報あり
- ・電子申告(eTax)等
- ・利用に6~16桁の暗証番号

電子証明書のうち利用者証明用電子証明書について暗証番号入力を要しない利用方法を導入

公的個人認証法の一部改正

- 特定利用者証明検証者の認可制度の創設
 - ・総務大臣による事前認可・変更認可(認可及び認可取消しの基準)
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の授受
 - ・特定利用者証明検証者証明符号の適切管理義務・目的外利用の禁止、秘密保持義務
 - ・総務大臣による報告徴収

施行期日:公布の日から1年以内で政令で定める日

マイナンバーカードへの移行促進(通知カードの廃止)関係 改正概要

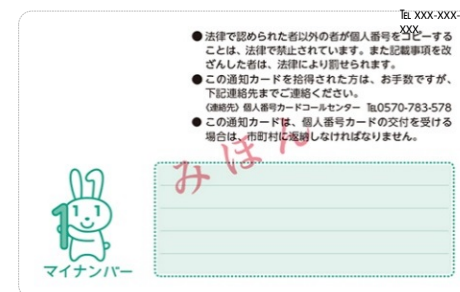
改正の背景

- 制度施行後、全国住民にマイナンバーを通知するほか、まず必要となる職場等へのマイナンバー提出時に証明書類として役割
- 転居時等における記載事項変更の手続が、住民及び市町村職員の双方に負担
- デジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバーカードへの移行を早期に促していくべきとの議論

表



裏



「通知カード」と記載事項変更等の手続を廃止し、負担軽減とマイナンバーカード普及を実現

マイナンバー法の一部改正

- ① マイナンバー付番後は、通知カードに依らず、「通知」する
- ② 通知カードの記載事項変更等の手続を廃止
- ③ 施行日時点で交付されている通知カードは、その記載事項に変更がない又は正しく変更手続きがとられている限りは、マイナンバー証明書類として利用(経過措置)

施行期日: 公布の日から1年以内で政令で定める日